

伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源 の広域資源管理に基づく平成24年度の取組状況 について

1 漁獲努力量の削減措置

(1) 小型魚の水揚げ制限

(ア) 全長 25 cm以下のトラフグ（小型機船底びき網漁業）、マアナゴ（小型機船底びき網漁業、あなご籠漁業）の再放流。

(イ) マアナゴ稚魚（ノレソレ）目的操業の禁止（機船船びき網漁業）

(2) 漁具の改良（目合い拡大等）

小型機船底びき網漁業とあなご籠漁業の一部で導入を開始。

(3) 産卵親魚の保護

冬期におけるシャコの漁獲量制限を一部で開始。

(4) 休漁期間の設定

地域ごとに休漁日を設定。

2 資源の積極的培養措置

786,600尾放流（静岡県含む）。なお、平成18年度から関係県の連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に向けた取組を開始。

3 その他（トラフグ保護の湾外の関連した取組）

操業禁止期間の設定、採捕制限等（ふぐはえ縄漁業）、全長 25 cm以下のトラフグの再放流（小型機船底びき網漁業）。